

第3次男女共同参画基本計画中間整理へのコメント

第1部「基本的考え方」について

I. 「めざすべき社会」について

- ①を「ジェンダー格差のない、実質的な男女平等が達成された社会」に変更すべき。

理由：全体的に意識の問題に重点が置かれすぎ。世界でも大きな男女間格差を実質的には正することこそが、この基本計画の目標であることを明確にすべき。

- ②冒頭の「男女」を、「性別にかかわらず、すべての個人」へ変更。

また③を「性別にかかわらず、すべての個人が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会」に変更。

理由：男女どちらかのアイデンティティをおしつけられないことも権利のひとつだ。また、男女平等が「活力ある社会」の手段であるかのような表現はすべきでない。

- さらに④として「持続可能な開発、暴力のない平和な社会」を追加。

理由：女性差別撤廃に「平等・開発・平和」が不可欠であることを認識した考え方を反映すべき。

II. 「最近の社会情勢についての認識」

- 1を、「近代家族モデルの崩壊と家族関係の多様化」に変更。

理由：男女平等政策は少子化対策に従属するものではなく、少子高齢化を問題として挙げるべきでない。むしろ、性別役割分業に基づく近代家族モデルが実質的に崩壊し、家族関係が多様化している事実のみを、否定的な意味づけをせずに記載すべき。

- 2および3は、経済の低迷や非正規化が、特に女性に大きな影響をあたえていることを明記すべき。

- さらに、新自由主義構造改革による公務非正規化や社会保障費抑制が、特に女性に大きな打撃を与えていることを述べるべき。

III 「基本法施行後10年間の反省」

- 性差別解消を遅らせてきた最大要因として、固定的性別役割分担意識があらゆる分野に書かれているが、性差別は構造、制度のなかで再生産されること、システムや制度の変革こそが重要であるという認識が希薄だったことが性差別解消を遅らせてきた要因なのではないか。

IV. 第3次基本計画に当たっての留意点

- 「2. 固定的性別役割分担意識を前提とした」を「男性を一家の稼ぎ主とし、介護・育児などの無償労働を女性の家庭責任とする性別分業を前提とした」に変更。

- 「ジェンダー間格差の是正を目的とした調査・分析に基づく政策形成を重視する」旨を追加。

V 「改めて強調すべき視点」

- 「1. 女性の活躍による社会の活性化」は二次的効果に過ぎない。「世界的にも大きなジェンダ―格差が依然として解消されず、女性が平等に権利を享受できていない」という事実こそ、解決すべき課題として改めて強調されるべきだ。
- 2および3について、「男女共同参画が働く女性の支援と誤解された」との反省から、多様な主体を対象とすること自体はいいが、ジェンダ―差別のため不利を被っているのは女性（女兒）だという基本的認識が欠けているのではないか。ジェンダ―格差是正の視点をもたず、ただ単に男性を対象にするなど、混乱が生じている現場もある。男性など多様な主体を巻き込む目的は女性差別撤廃のためであることを再確認すべきだ。
- 上記の理由から3の「子ども」にもジェンダ―の視点が必要である。「ジェンダ―にもとづく差別や規範の押し付けから自由に自己形成ができることを子どもの権利として保障する」との視点から「社会のジェンダ―不平等や支配的ジェンダ―規範が、女兒と男児に異なってあたえる影響に注意すること」を述べるべき。
- 4について、「様々な困難を抱える人々」というまとめは乱暴すぎる。女性の貧困は、主に労働市場や社会保障制度の問題であり、複合差別の問題とは区別して論じるべきだ。
- 6について、「“身近な”男女共同参画」というタイトは不自然で意味不明。「地域における女性のエンパワ―メント」と変更すべきである。「地域における意思決定や社会活動への男女平等な参加」はそれ自体が重要な目的であり「人間関係の希薄化」や「家族関係の変化」と関連付けるべきでない。また、新自由主義構造改革がもたらした地域経済の疲弊、地方自治体の支出抑制が、大都市以外の地域で特に女性の負担を増大させている問題に触れるべきだ。